

## 令和3年度新潟市人権教育・啓発推進委員会 意見

### 1. 全体について

全 体	意 見
人権教育・啓発	<p>令和2年度において、分野別のいくつかは関係機関や民間団体等の連携・協働が図られているが、令和3年度（以降：以下同じ）は、とりわけ、市職員及び教職員等に対する人権教育・啓発などは、民間団体（一部民間運動団体含む）のほかに、国民の人権擁護に携わる法務省（法務局）をはじめ各人権分野を所管する国の行政機関と連携しながら実施する必要があると思われる。</p> <p>（理由：行政機関と民間団体等は人権問題の解決という目的は同じであっても、それぞれの立場と役割が異なる。行政には、その違いを明確にし、主体性や中立性を確保しながら的確に施策を実施していくことが求められるため。―「人権教育・啓発推進法」の基本理念及び「当該計画」第3章の基本方針1（3）参照―）</p>
研修や啓発の評価	<p>学びを深めるために、アクティブラーニング的な手法の活用が必要だと思えます。</p> <p>研修や啓発の評価ですが、単なるアンケートで終わらせるともったいないと思えます。主観的になったり、啓発する側の意図を見通した結果となるからです。</p> <p>人権・同和センターの越佐にんげん学校も同じ悩みを抱えています。講演会形式、アンケートを取ると「人権意識が高まった」みたいな返事が返ってきます。Zoomで多数を相手にしていますので、仕方がない面もあるのかな？と思いつつも何とかインタラクティブな研修会にできないかと考えています。</p> <p>学校でここ何年か進められてきたのは、一斉講義方式から、参加型・体験型への学びの転換です。アクティブラーニングなどとも呼ばれています。</p> <p>これは私より新潟市教委の皆さんが詳しいのではないかと思います。ぜひ情報交換をしてみてください。</p>
事業全般	<p>新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑みて中止された企画が多く見られた点について、今後はウィズコロナ時代を見据えて、中止以外の対応や開催方法の工夫を検討していく必要があると考える。</p> <p>会場参加とオンライン参加の併用などは、様々な事情で来場が困難な人の参加をも可能にする点で望ましいのではないかと。</p>

## 2. 施策分野単位

分野	意見
分野1 市職員に対する人権教育・研修	本庁と区で連携しながら、人権研修を実施するように検討してほしい。
分野2 地域社会における人権教育・啓発の推進	高齢者及び若者の消費者被害は依然として多い傾向にある。資料配布だけではない一層の情報提供は必要なのではないか。
分野3 学校における人権教育の推進	<p>令和2年度において、児童・生徒に対する人権教育（人権講話・講演会）などは座学が多く、どうしても受け身になりがちであることから効果や継続性が見えにくい。</p> <p>令和3年度では、人権教育の一方策として、小・中学校では人権講演などをきっかけとして、児童・生徒自らが「人権」について考えていく習性が備わるよう、例えば「生徒による人権委員会」などの設置も検討することはどうか。</p> <p>アンケートにおける「人権に対する関心・理解度を60%にするべく、人権イラスト展でのパンフレット配布数を500部以上にするとあるが、NIIGATA GIGA SUPPORT WEB等を利用し、学校教育におけるICT端末の利用を促進してはどうか。</p>
分野6 企業における人権教育・啓発の支援	<p>企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保・・・（当該計画 18P）とあるが、令和2年度実績では雇用政策課のみとなっている。企業は社会的存在であって社会的責任や社会貢献が重要視されており、職場におけるパワハラ、セクハラ、いじめのほか、様々な差別問題への対応も求められることから、令和3年度においては、それらの所管課においても当該施策の実施を検討してほしい。</p> <p>労働者の賃金等、労働条件の実態調査結果をもとに、とりわけひとり親の女性が働きやすい職場環境の整備に向けた啓発が必要。</p>
分野7 インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進	令和2年3月改訂の「計画」から人権施策の項目として「⑦インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進（ネット）」が新設されたことを受けて、施策分野「⑦ネット」についてより充実させることが必要ではないか。該当する事業として資料にある「1 インターネットモニタリング事業」は、施策分野「⑬同和問題」の事業にまたがるものであり、これはこれで重要であるが、「⑦ネット」自体の事業について今後の検討が求められると思われる。
分野8 人権救済のための	令和2年度実績では4つの所管課で施策が実施されているが、人権に関わる様々な分野の相談窓口の整備・充実を図るため、令和3年度において

相談制度の充実等	<p>は、関心の高い人権問題である障害者・子ども・高齢者等の所管課においても当該施策の実施を検討してほしい。</p> <p>また、市民が気軽に人権相談ができるよう（面談による相談は、顔を知られたり話しにくい内容もあり、躊躇しがちである）インターネットを利用して相談を受け付ける窓口を設置し、相談者の利便性を高めるような体制を検討すべきと思われる。</p>
分野 1 1 高齢者	<p>令和 2 年度の取組に専従相談員による相談体制の充実があり、また、今後の課題に相談体制の更なる充実が掲げられている。この施策の成果は不明であるが、近年、高齢者に悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いことから、令和 3 年度では、前記の人権救済のための相談制度の充実等における関係所管課と連携実施することを検討してほしい。</p>
分野 1 2 障がい者	<p>障がいに悩みや不安を話し合う場として引き続きの実施に期待する。</p>
分野 1 3 同和問題	<p>令和 2 年度の研修会等は、対象者のほとんどが市職員や教職員であるが、企業を対象とした研修会等が見当たらない（令和 3 年度事業予定も同様）。同和問題解決を阻む要因となっているえせ同和行為の対象の多くは企業であり、令和 3 年度は同和問題（えせ同和行為の排除含む）の講演会等においては企業も対象に含めることを検討してほしい。</p>
分野 1 4 外国籍市民等	<p>住民・支援団体を通し、留学生だけではなく技能実習生の支援も検討して欲しい。</p>
分野 1 7 北朝鮮当局による 拉致被害者	<p>「県民集会」等様々な活動でより多くの市民に関心を持ち続けてもらい、問題解決に向けた世論喚起のため拉致問題をさらに周知する必要がある。</p> <p>そこでこれからは、教育委員会と連携して拉致問題を人権問題として正しく理解を深めるために小・中・高校等の学校現場でも取り組んでいって欲しい。</p> <p>人権擁護委員協議会では毎年「県民集会」に合わせ新潟駅前啓発活動を行なっているが、拉致問題（横田めぐみさんの事件）は新潟で起こったにもかかわらず、事件から長い時間が経過したために特に若年層にはなかなか声が届きづらい。</p> <p>子どもたちにとっては「女性」「障がい者」「性的マイノリティ」といったテーマと異なり身近に感じづらく関心も低い。そこで子どもたちへの人権授業の一環として、ドキュメンタリーアニメ「めぐみ」の視聴やポスター掲示などを通してもっと「拉致問題」について啓発していって欲しい。</p>

### 3. 事業単位

事業	意見
新潟市人権教育研修会 (P 7)	市独自で講演会を職員向けにより全体が部落差別について講演会を受ける体制と計画をつくる。また、マイノリティーの人達の講演会に必ず参加できるように計画をつくる。誰でもが被差別部落と向かい合う差別をなくす主体になれるよう会議方法を工夫する。
合同人権研修 (P 8)	令和2年度の市職員に対する人権教育・研修として、各区合同研修を実施しており、その中で、今後の課題で部署により人権意識に差があり、参加部署に偏りがあるとされているが、当該計画 16P (1) の施策を進める上で出先機関の職員研修の在り方について検討が必要と思われる。令和3年度の目標設定として、当該課題を踏まえた内容が望まれる。
消費者被害の防止に向けた取組 (P 1 2)	地域包括支援センターからの情報提供として、民児協定例会や地域の集まり等において消費者被害における注意喚起がされている。地域を知っている地域包括支援センターが行うことにより、相談を受ける・つなぐ役割を担えていると感じているので継続してほしい。
人権イラスト展等 (P 1 4)	<p>イラスト・パネル・ポスター等による人権啓発は、市民の視覚に訴えることにより「人権」について考えてもらう機会であるが、まず何よりより多くの市民が容易に目に触れる機会の確保が必要である。</p> <p>令和2年度は、いろいろな制約等から公的な会場が多いが、令和3年度は、できるだけ多くの市民が気軽に立ち寄れるような会場（デパート、スーパー、ホームセンター等）に開催できるよう工夫してほしい。</p> <p>より多くの市民が観覧し、「人権」について考えてもらう機会とできるよう、開催場所や展示方法を工夫して欲しい。</p>
人権教育、同和教育担当者研修 (P 2 0)	生徒たちに先生の研修結果をどのように返すのか、検討が必要なのは。
現地研修 (P 2 6)	現地研修については、先生・生徒とも参加することも考える。生徒と対等にたった教育に実践から見えてくるものがあると思う。
研修・講演・講師紹介ガイド (P 3 0)	<p>生涯学習について部落差別について、講演がどこにも入っていない。</p> <p>令和2年・令和3年とも少なくとも、旧新潟市においては、実施すべきではなかったのではないかと、過去新潟真景の総括を含め企画を。</p>

<p>インターネットモニタリング事業 (P 33)</p>	<p>近年はインターネットの普及により、インターネット上に様々な人権侵害が発生している（当該計画 19P）。この事業は、令和2年度にスタートし、同和問題に関する情報を対象としているが、令和3年度は、同和問題以外の人権問題のモニタリングも対象となるよう検討してはどうか。</p> <p>新潟市は法務局があり、県に報告すると同時に直轄法務局に削除要請を行う。</p> <p>ネット上の部落差別について削除すべき基準がないとのことだが、多くの自治体も実施しており、また関係諸団体もあり、削除する体制を整える。</p>
<p>認知症サポーターキャラバン事業 (P 61)</p>	<p>令和3年度からモデル事業として配置予定の、認知症地域支援コーディネーターが地域・介護・医療での活動がしやすいような配置場所の検討をお願いしたい。区役所以外が担うのであれば、区からの支援を立ち上げ後も継続支援していただきたい。</p>
<p>共生セミナー「ここから始める発達障害の理解」 (P 69) 「大人になった発達障害のある人を理解する」 (P 70) 発達障害への理解を広げるための「しゃべり場」 (P 71)</p>	<p>上記の事業等を、共通テーマ「発達障がい」の連続講座とできると、学びが深まると感じた。</p>
<p>「新潟市ミニ人権展」への協力 (P 72)</p>	<p>「ミニ人権展」は大切な取り組みであるので、より地域の人に差別の現状を、訴えるため、講演会も併せて開催する。マイノリティーの人たちの声聞く講演会をミニ人権展に合わせて開催する。</p> <p>この広い新潟市における被差別部落のひとたちのはたしてきた役割を単にキヨメということだけではなしに、渡し守の人の仕事等広い範囲にて歴史を明らかにする。新潟市史には、被差別部落についての、表記があり行政の責務として歴史研究を実践する必要がある。</p>

4. その他

その他	意見
資料構成	<p>人権施策の実施状況を確認する資料として作成された「新潟市の人権施策の実施状況（R2実績 R3計画）」は、昨年度の委員会時に示されたものを改善し更新したものであるが、以前のものより記入項目等が整理されて各事業の実施状況が明確で見やすくなり、とても良くなった。</p> <p>その上でさらに改善の余地があると思われる点や気づいたところ等を以下に列挙する。</p> <p>（1）各事業の「（主たる）対象」（当該事業の目的・内容に照らしてのターゲット）を明確にする必要があると思われる。その事業が市民全般に向けての不特定多数を対象とするものなのか、それとも特定の誰かを対象として実施する（限定的という意味ではなく、主たる対象とそれ以外を含むという場合もありうる）ものなのか、それを明記することで、「⑧取組内容」や「⑩成果」の記述に有機的につなげることができると考えられる。具体的には、例えば「⑦事業目的・事業の性質」のところに追加するか別に項目を新設するか検討してはどうか。</p> <p>事業の所轄や対象が全市の場合と各区や事業センターの場合とでは、事業の実施規模や、事業についての目的や参加対象など様々な点において異なることから、やはり事業の目的に照らした主たる対象は（いずれの事業においても）明示することは有用であると思われる。</p> <p>（2）「⑦事業目的・事業の性質」欄にある「啓発・研修・相談・その他」の区別により、わかりやすくなっている。例えば「啓発であり研修でもある」場合に複数〇がついているなど、一見して理解することができるが、「その他」の扱いについて、それが何を意味しているのか疑問を抱いた。また、「新潟市人権教育・啓発推進計画」のどの施策分野に該当するか明記されているが、その施策の内容を踏まえて「啓発・研修・相談・その他」のいずれにどのように該当するかといった点に留意した記述があっても良いと思われる。</p> <p>（3）各事業について1ページ分の調査票に収めることが想定されていると理解しているが、事業によって記述されている内容の質や量に幅があ</p>

	<p>り、紙面に含まれている以上の情報を持つ事業とそうではない事業とがあると思われる。したがって、意見を述べる分には大きな問題はないが、この資料だけで個別の事業実施についてすべて判断し検証・評価することは困難と思われた。</p> <p>(4) 全般的に各項目の記述については事業により幅があるが、特に顕著なのは「⑩令和2年度の成果」と「⑪今後の課題」である。前者については、明示的に成果をはかるものとして事業への参加者アンケート等の結果を用いるものがある一方で、事業の成果というよりは実施の結果というものもあり、「成果」についての書き方に苦勞する事業もあると思われた。したがって、「成果」という項目(見出し)だけでは、何をどこまで記述することが求められているのか、必ずしもはっきりしていないので、再考してはどうか。後者の「⑪今後の課題」についても、その事業が継続的なものであるかまたは特定の目的で単発なものとして実施されたかなどによっても書き方が変わってくると思われる。実際に、当該事業に関して具体的な課題を掲げるものから広く市の政策としての課題を提示するようなものまであり、本調査票の記述にあたって何をどこまで示すことを求めるのか、ガイドラインのようなものがあるともう少し一律的な書き方が期待できると思われる。</p> <p>(5) 上記(4)に関連し、「⑫令和3年度の事業予定(目標設定)」のところも事業によって記述がバラバラであり、いずれも次年度以降に向けての対応ということで、これと「⑪今後の課題」とをまとめて記述させるようにしてはどうか。</p>
説明者の養成、配置	<p>啓発のため展示する内容について説明できる人を養成し、配置することが肝要だと思います。</p> <p>先日センターに市民の方が質問に訪れました。新潟市のミニ人権展を見に行ったのだが、質問したかったのに担当がいなかったと。展示内容について語れる人がいなかったというのはたまたまだったのかも知れませんが、行政の施策について、これはこう、あれはこうと語れる人は大切だなと思います。</p> <p>私は、質問に答えました。まず「本人通知制度とは何ですか」という質問でした。すぐに納得いただけました。ご自分の戸籍というか母親のことをしばらく語られて行かれました。その方は後でまた新潟真景の話で〇〇さんに対応していただいたようです。</p>